

「パートナーシップ構築宣言」

三菱H C キャピタルエナジー株式会社（以下、当社）は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかけること（「Tier N」から「Tier N+1」へ）により、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築をめざします。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定への助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- ✓ 当社は、再生可能エネルギー発電アセットと三菱H C キャピタルグループの保有するヒトやモノに関するネットワークを最大限に活かし、様々な企業様との連携により、再生可能エネルギー発電分野において新たな付加価値を生みだす存在をめざします。

2. 「振興基準」の遵守

「親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）」を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請は行いません。取引対価の決定にあたっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含めた契約にあたっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいた取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革などに伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正な発注を心掛け、急な仕様変更は行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

- ✓ 当社は、法令等の遵守、不公正な取引の禁止、知的財産権の尊重を行動規範に定めており、公正で公平な取引に努めつつ、取引先の皆様とともに、最適なソリューションの提供を図ります。これは、上記「振興基準」の考え方方に沿うものであり、その遵守を当社の従業員に求めています。

3. その他（任意記載）

- ✓ 当社は、お客様や取引先の皆様を持続可能な社会・環境に向けた課題を解決し、ともに成長していくパートナーと考えています。当社単独では対応が困難な社会的課題に対しても、取引先をまとめてつなぐ、いわゆるエコシステムを構築することで、解決への打開策を見いだし、新たな価値の創出に努めます。

2023年7月25日

三菱H Cキャピタルエナジー株式会社

企業名

代表取締役社長 打田 欣生

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。